

豊山町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

豊山町では、クリーンエネルギーの利用促進及び地球温暖化防止に寄与するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助金の交付対象等

(1) 対象となる設備

設備の種類	設備の内容
①住宅用太陽光発電設備 ※ただし、①住宅用太陽光発電設備は、②HEMS、④リチウムイオン蓄電池又は⑤電気自動車等充電設備の 同時設置 に限る。	<ul style="list-style-type: none">・発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの・電気事業者と契約を締結しているもの・住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りて連系するもの。・太陽電池モジュールの最大出力値が10kW未満のもの・未使用のもの
②エネルギー管理システム（HEMS）	<ul style="list-style-type: none">・愛知県補助金の交付対象となるもの・未使用のもの
③燃料電池システム（エネファーム）	
④リチウムイオン蓄電池	
⑤電気自動車等充電設備	

(2) 対象者

申請年度中に、自ら居住する町内の住宅に設備を設置する方であって、町税に滞納がない方が対象です。

(3) その他

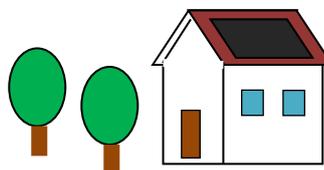
工事着工前に申請する必要があります。



2. 補助金の交付額

設備の種類	補助金の額
一体的導入補助 (住宅用太陽光発電システム、住宅用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電池の同時設置)	太陽電池モジュールの最大出力値(単位はkWとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4kWを超えるシステムにあっては、4kW。)に13,200円を乗じて得た額(100円未満切り捨て、52,800円を上限とする。)と、住宅用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電池の補助金の額を加えた額とする。(112,800円を上限とする。)
一体的導入補助 (住宅用太陽光発電システム、住宅用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備の同時設置)	太陽電池モジュールの最大出力値(単位はkWとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4kWを超えるシステムにあっては、4kW。)に13,200円を乗じて得た額(100円未満切り捨て、52,800円を上限とする。)と、住宅用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備の補助金の額を加えた額とする。(112,800円を上限とする。)
住宅用エネルギー管理システム(HEMS)	1基につき10,000円とする。ただし、他補助設備と同時に申請する場合は、一体的導入補助を優先とする。
家庭用燃料電池システム	1基につき50,000円とする。
定置用リチウムイオン蓄電池	1基につき50,000円とする。ただし、他補助設備と同時に申請する場合は、一体的導入補助を優先とする。
電気自動車等充給電設備	1基につき50,000円とする。ただし、他補助設備と同時に申請する場合は、一体的導入補助を優先とする。

※この補助金には、愛知県からの補助金が含まれています。



3. 補助金申請のときに必要なもの

- (1) 交付申請書（様式第1号）及び経費内訳書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書（設置に要する費用がわかるもの）の写し
- (3) 設置場所の地図
- (4) 工事着工前の現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類（町税に滞納がないことが確認できる書類、太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数が記載されている仕様書、HEMS、燃料電池システム、蓄電池、電気自動車等充給電設備が愛知県補助金の対象であることがわかる書類等）

4. 実績報告のときに必要なもの

- (1) 実績報告書（様式第3号）及び設備の概要等報告書（様式第7号）
- (2) 対象設備の保証書
- (3) 電力受給契約書の写し（太陽光発電設備）
- (4) 対象設備の設置費に関する領収書及び内訳書の写し
- (5) 対象システムの設置状況を示す写真
（設置状況、設備本体並びに本体に貼付されている形式及び製造番号がわかるもの）
- (6) 工事完了日以降に発行された住民票の写し
- (7) その他町長が必要と認めるもの

5. 提出方法

住民課環境保全グループまで持参（本人以外の提出も可）※郵送不可

6. その他

- ・対象システム設置後、必要に応じて売電量及び買電量のデータ等の提供をお願いします。
- ・申請書、実績報告書及び請求書に記名いただく際、申請者本人の手書きの場合は押印不要です。手書きでない場合は押印が必要となります。
- ・町税に滞納がないことを確認できる書類については、役場1階税務課にて完納証明書を取得し、ご提出ください。課税がない等で完納証明書が取得できない場合はお問い合わせください。

問合せ先 豊山町 生活福祉部 住民課 環境保全グループ

TEL (0568) 28-0916 FAX (0568) 28-2870

HP : <https://www.toyoyama.l.jp/kurashi/seikatsu/1000747.html>

7. 補助金交付手続きの流れ

